



相続手続支援センター®



◆松本駅前店

〒390-0817
長野県松本市巾上13-6
TEL:0263-35-6481
FAX:0263-87-2117

◆長野駅前店

〒380-0921
長野県長野市栗田292番地
TEL:026-223-1322
FAX:026-291-4163

◆飯田店

〒395-0152
長野県飯田市育良町2-14-2アタージョ2 1F
TEL:0265-25-2552
FAX:0265-25-0263

(※今後、当センターからのお知らせをご希望されない方は、上記までご連絡をお願い致します。)

セミナー開催のご案内

6月に入りましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか。当センターは、4月に新しいHPが完成し、多くの方にとってより身近な存在となるよう新たにスタート致しました。是非、一度ご覧くださいね。

さて、来る6月23日(土)午前10:00～、市民タイムス みすず野ホール(松本市島立)において、『親子で考える家と相続のセミナー』を開催させていただきます。今回のセミナーは、“親世代・子世代の住まい”といった少し異なった視点から、家と相続について考える機会にしたいと思っております。

親世帯の方、子世帯の方、共に一緒に住む、近くに家を建てる際に、様々な検討をされるかと思えます。**お互いに、気兼ねなく幸せに暮らしていくために予め気をつけておくべき事**や、家を建てる、リフォームの際にかかる**「お金」についてのお得情報**、また、親世帯に万一の事があった場合に起こりやすい**相続のトラブル**について実例を交えてお話をします。親世帯、子世帯が別居だからといって安心できません。

「親と別居の場合、気をつけなければならない相続」とは・・・

住んでいる家は「住まい」でもあり、「代々継いでいくもの」でもあり、「**相続財産**」でもあります。「うちは自宅しかないからもめない」と思っている方、是非！お越し下さい。これから家を検討している若い世代の方から、子供と同居をしようか迷っている年輩の方まで、幅広い年齢層の方にお越しいただき、家族の将来について考えるきっかけにさせていただければと思います。

セミナー参加費用は無料ですので、下記電話番号にてご予約の上、奮ってご参加下さい。

『親子で考える家と相続のセミナー』

日 時：6月23日(土) 時間10:00～12:00(受付9:30～)
会 場：市民タイムス みすず野ホール
(松本合同庁舎近く。詳しくは、電話予約時にご説明を致します。)
定 員：30名 持 ち 物：筆記用具
講 師：清水 あゆ子((相続PRO)相続手続支援センター専門相談員)

申込先
受付時間は
こちら！

(相続PRO)相続手続支援センター松本駅前店

TEL ☎ 0120-97-3713

受付時間 (月～金) 9:00～19:00

(土日祝) 10:00～18:00

受付担当 鋒城・打田



相続の現場から

◇保証人となっている場合◇

生前に残した財産(積極財産)よりも、借金などの債務(=負の相続財産)が上回っている場合、残された相続人が、全ての財産を相続したくないと判断すれば、相続人になったことを知った時から三カ月以内に、家庭裁判所に相続放棄の申立(放棄の申述と言います)をします。慢性的とも言える昨今の景気低迷の影響なのか、この所、この相続放棄の相談が続きました。

先日は、相続放棄で相談したいとお見えになられた方がいらっしゃいました。この方の父方の祖母がAの連帯保証人になっており、そのAがつい最近事業に失敗して自己破産の手続に入ったとの事でした。この方の父親はすでに亡くなっており、祖母も父親が亡くなった後に亡くなり、すでに8年程が経っているとの話でした。Aの債務は約1億円との事で、大変心配なご様子。この方は父親が亡くなっているのに、自分が父に代わって相続人(代襲相続人)となることはご存知でした。放棄の手続に付いても知識をお持ちで、「祖母の相続開始から三カ月以内に相続放棄の手続きをしなければならぬのでは」と、心配されていました。既に8年が経過しているものの、放棄が出来るかどうか、弁護士へ相談に行くようお話をしました。

このように亡くなった方が保証人となっている場合、亡くなった本人の借金(=負の相続財産)では無いので、相続人が知ることが容易ではなく、借主(=債務者)が払えなくなった時に金融機関等(=債権者)からの連絡があって初めて知ることが多いのです。保証人になっている方は、エンディングノートや遺言書で自分自身が保証人となっていることを、生前に相続人に書き記しておく必要があります。知っておくことで、どうすべきか検討することができるからです。

どんな小さな心配事や手続きでもお気軽にご連絡下さい。またゴールの見えない煩雑な相続も是非ご相談下さい。一緒になって解決の方法を見つけて参ります。事前に相談日をご連絡下さい。相談はいつでも無料で行っております。

相続“豆”知識

Q 私は、長女として長い間親と同居し、介護もして最期を看取りました。しかし、葬儀後に都会で暮らす妹に「財産は均等に配分して!」と言われました。介護も何もしなかったのに納得いきません!!! それに、そもそも親名義の財産は家と土地だけで、預貯金は介護費用・葬儀費用に使ってしまったため残っていません。どうしたら良いのでしょうか?

A ◆生前贈与・遺言でトラブルを回避!??◆

長女さんとしては、「寄与分」(生前親に対し特別の働きをしたことを認めてもらい、法定相続分以上の財産を相続すること)の主張をしたいところですが、法律上、子どもが親の面倒を見ることは当然と解釈されるため、寄与分が認められることは難しいのが現状です。そして、民法上、子どもは平等な割合で相続分が認められているため、親不孝な子どもの場合でも平等に相続権は認められます。よって、不動産を共有名義にする、又は不動産を売却して得た現金を均等に分ける必要が出てくることもあります。

しかし、親名義の不動産に居住している場合は、不動産を売却するという選択肢を取ることは困難ですよね。このように、「うちの財産は家と土地だけだからめめない」と思われがちですが、自宅を分割することはできないので逆にトラブルは多くなります。この場合、生前に介護・相続も含めて親子で話し合う機会を設け、「介護をしてくれる姉に家と土地を、残った預貯金を妹に」といった内容で遺言書を作ってもらうことで回避が出来たかもしれません。または一定の要件の下、生前に不動産の贈与を受ける等の方法も考えられます。相続通信表面にご紹介の6/23セミナーでは、このようなケースにおいて考えられる対処方法についていくつかご紹介をする予定です。是非ともセミナーへご参加ください!